

## 令和4年度 第2回 子ども・子育て会議 次第

令和4年7月4日（月） 午後1時30分～  
高森町福祉センター2階 大ホール

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 協議・報告事項

#### (1) 下市田保育園の改修計画について

- ・高森町ハザードマップの説明（総務課防災安全係：池田）

#### (2) その他

### 4. 閉 会

## ●土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害防止法（土砂災害防止対策推進法〔土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律〕）は対策工事だけでなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することで、住民などの生命や身体を土砂災害から守るため制定されました。この「土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らか」にしたものが、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域で、土砂災害（地すべり）によって被害を受ける土地対策のための区域というところに違いがあります。

### ・土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

○第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

### ・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

○第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

# 地滑り

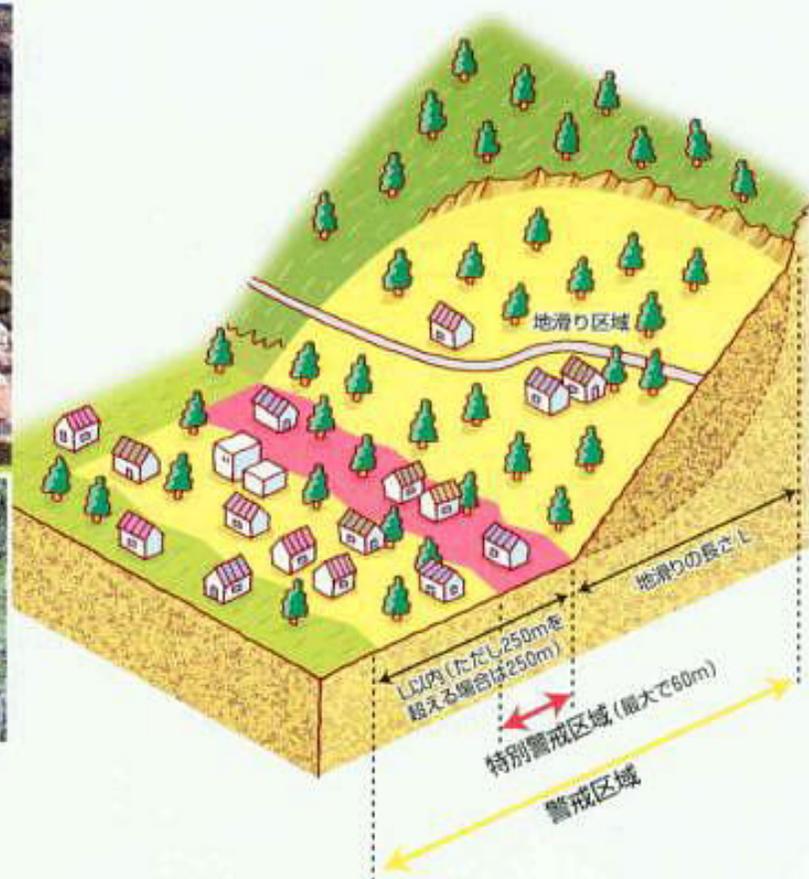
※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



頭部滑落崖



末端部隆起



## 【土砂災害警戒区域】（イエローゾーン）

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(最大250m)の範囲内の区域

## 【土砂災害特別警戒区域】（レッドゾーン）

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、力が作用したときから30分間が経過したときにおいて、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域(地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域)